

# 令和6（2024）年度 第2回郡山市地域包括支援センター運営協議会

日時：令和6年11月26日（火）14時00分～

会場：郡山市役所西庁舎 5階 5-1-2会議室

## 次 第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 事
  - (1)地域包括支援センターの運営について . . . . . 資料1 非公開
  - (2)地域包括支援センターの事業評価について . . . . . 資料2
  - (3)地域包括支援センターにおける柔軟な職員配置について
    - ア 常勤換算の運用について . . . . . 資料3-ア
    - イ 複数拠点の合算について . . . . . 資料3-イ
  - (4)その他
- 4 報告事項
  - (1)主任介護支援専門員に準ずる者について . . . . . 資料4
  - (2)地域包括支援センターの負担軽減について
    - ア 介護予防支援の指定対象拡大に係る地域包括支援センターの一定の  
関与について . . . . . 資料5-ア
    - イ 総合相談支援事業の一部委託について . . . . . 資料5-イ
- 5 その他
- 6 閉 会

郡山市地域包括支援センター運営協議会委員名簿

	団体名等	氏名	備考
1	郡山市居宅介護支援事業所連絡協議会	野 崎 晶 之	
2	郡山市民生児童委員協議会連合会	近 藤 幸 夫	
3	郡山市自治会連合会	國 分 晴 朗	
4	郡山市社会福祉協議会	柳 内 祐 一	
5	郡山医師会	原 寿 夫	副会長
6	郡山歯科医師会	渡 部 光 弘	
7	郡山薬剤師会	阿 部 崇	会長
8	福島県社会福祉士会	近 内 直 美	
9	郡山市介護支援専門員連絡協議会	佐 川 純 子	
10	福島県看護協会郡山支部	阿 部 初 江	
11	福島県作業療法士会	若 林 由 起 子	
12	公募委員	川 前 範 子	
13	公募委員	酒 井 泰 彦	
14	郡山市地域ボランティア連絡協議会	—	

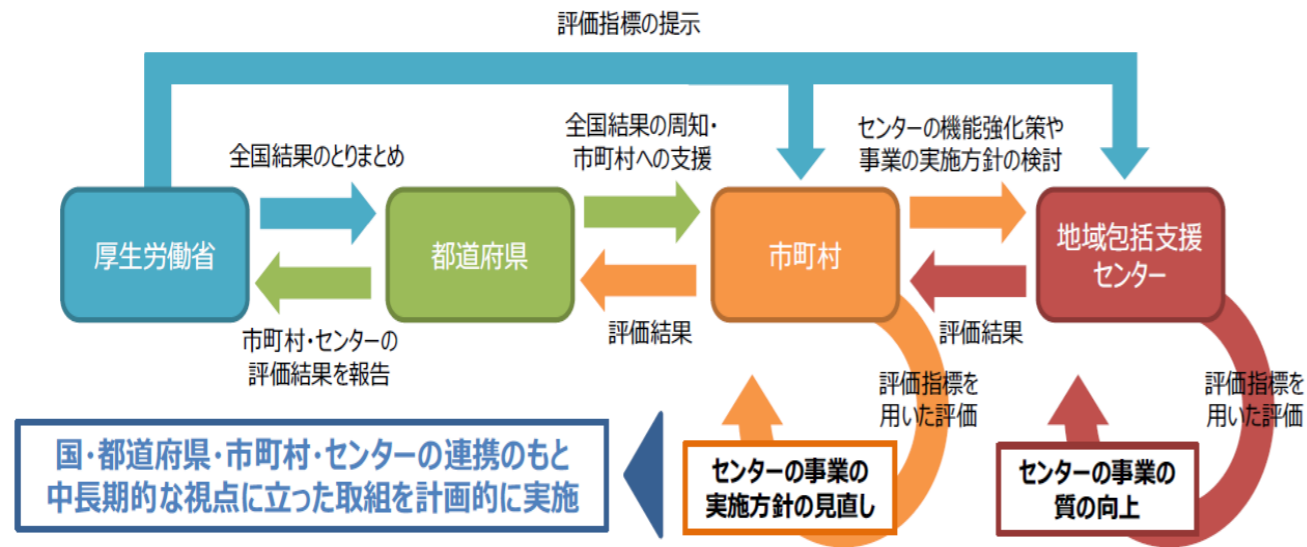
【根拠法令等】 介護保険法第115条の46

■協議事項 地域包括支援センターの事業評価の実施方法等について方針を協議する。

## 1 国の動向について

### ○地域包括支援センターの事業評価

地域包括支援センターの設置者は実施する事業について自己評価を行い、質の向上を図ること、市町村は定期的に地域包括支援センターの実施状況について評価を行い、必要に応じて事業の実施方針の見直し等の措置を



### ○地域支援事業交付金への反映

より一層センターが地域包括ケアシステムの中核機関としての機能を果たすための事業を効果的に実施できるように、評価指標の体系化、簡素化を図りつつ市町村の目標や地域の状況に応じた柔軟な評価を行うための見直しを実施。

	R 5年度	R 6年度	R 7年度	R 8年度
地域包括支援センター及び市町村による取組	●	●	●	●
地域包括支援センターの事業実施に係る評価 (センター指標、市町村指標の活用)		旧指標による評価	新指標による評価	新指標による評価
地域包括支援センター運営状況調査 (センター票、市町村票)		国で取りまとめ	Web上のシステムで把握 国で取りまとめ	国で取りまとめ
保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金(インセンティブ交付金)の評価指標 (市町村指標、都道府県指標)		R7交付金の評価と連動	R8交付金の評価と連動	R9交付金の評価と連動

※ R7交付金の評価と連動、R8交付金の評価と連動、R9交付金の評価と連動は、R7交付金の額に反映、R8交付金の額に反映とされています。

## 2 郡山市の対応について

「実施点検」、「事業評価」の実施

「事業評価」への一本化

※「実施点検」はR6年度実施分をもって終了とします。

### 【事業評価のみとする理由】

- ・統一的な評価の実施  
交付金の評価指標と整合を図るとともに、全国統一的な評価指標での事業評価により、センター運営の資質向上を図る(全国比較が可能)。
- ・センターの負担軽減  
事業評価と実施点検における評価指標が同じで、両方を行うことで負担が大きいこと。
- ・運営指導の継続実施  
地域包括支援センターの二枚看板である指定介護予防支援事業所は、定期的に運営指導が行われる。

### 【事業評価の実施手順】

- ①センターの自己評価
- ②市における分析
- ③地域包括運営協議会での評価、助言

評価結果は、包括運協での助言等も踏

①事業評価指標を使用した各センターにおける自己評価

②各センターごとの事業評価分析  
全国結果等と照らし合わせた郡山市のセンター分析

③センター運営における評価・助言

### ■ 実施点検の実施

介護保険法第23条の規定に基づき、平成27年度より「指定介護予防支援事業所」への実地指導が行なわれることとなったことから、併せて、当該事業所を運営している地域包括支援センターに対し、介護保険法第115条の46第9項に基づく実地の点検を行うものとして「実施点検」を開始した。今年度は三巡目の点検を実施している。

#### <実施状況>

- 平成27年度～平成29年度 一巡目実施
- 平成30年度～令和5年度 二巡目実施
- 令和6年度～ 三巡目実施中(湖南地区、三穂田包括実施終了)

#### <点検内容>

- ①地域包括支援センター運営体制：運営方針・運営マニュアルの共通理解
- ②第1号介護予防支援事業及び介護予防事業：対象者のニーズ把握の実態
- ③総合相談業務・実態把握等：相談受付時の対応
- ④権利擁護業務：高齢者虐待への対応
- ⑤包括的・継続的マネジメント業務：地域ケア会議の実施状況
- ⑥認知症高齢者及び家族への支援：関係機関との連携 など

同内容の項目

### ■ 事業評価の実施

介護保険法第115条の46第4項の規定に基づき、平成30年度から地域包括支援センターの

【根拠法令等】 介護保険法115条の46、介護保険法施行規則140条の66、郡山市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例

## ■協議事項

「常勤換算の方法」及び「複数拠点での合算」で職員配置を行う場合の要件について協議を行う。

地域包括支援センターの職員配置を柔軟化する内容の改正介護保険法施行規則が令和6年4月1日に施行されたことを受け、本市においては本年9月に該当条例の改正を行い、「常勤換算の方法」及び「複数拠点での合算」における職員配置について、「郡山市地域包括支援センター運営協議会が認めるとき」に可能とすることとしました。当運営協議会で要件又は実施の方向性について承認の上運用してまいります。

## ア 常勤換算の運用について

### ■ 条例改正の内容

以下に該当する場合、郡山市地域包括支援センター運営協議会が必要と認めるときは「常勤換算の方法」で算定することができる規定に改正。

- ア) 第1号被保険者数が3,000人以上6,000人未満の区域
- イ) 被保険者数が6,000人以上等で増員する場合

#### 【イメージ】

専従・フルタイム（週40時間）1名

専従・パート（20時間）×2名



※総人件費（委託料）の増額なし。

### ◆常勤・非常勤職員

事業者の定める就業規則等において常時勤務を要する者が勤務すべき就業時間数の勤務をする者を常勤職員とし、それ以外の勤務をする者を非常勤職員とする（常時勤務を要する者が勤務すべき時間が32時間を下回る場合は32時間を基本とする）。

また、育児・介護・治療と仕事の両立支援として、地域包括支援センター職員が短時間勤務制度を利用した勤務を実施する場合には、勤務時間が週30時間以上であれば常勤職員として取り扱う。（※）

（※）法人の就業規則等において育児、介護及び治療と仕事の両立支援のための短時間勤務制度が定められており、制度を利用する場合の職員の勤務時間が明確に定められていることを要件とする。なお、事前に市へ協議し、市が認めた場合に限る。

### ◆常勤換算算出方法

職員の勤務時間数を常勤の職員が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は週32時間を基本とする）で除することにより計算する常勤換算方法。

【1ヶ月の計算式】 1ヶ月の非常勤職員の勤務延時間数 / 1ヶ月に常勤職員が勤務すべき時間数 = 常勤換算数

### ■ 常勤換算の実施要件等

#### 1 実施要件

基本要件の(1)又は(2)のいずれかの場合で、配置要件①及び②を満たす場合に実施可能とする。

##### □基本要件

(1)常勤職員を配置することが著しく困難な場合

※法人内での異動による配置が困難であり、かつ3ヶ月程度ハローワーク等に求人募集を行っても職員が採用できない場合に限る。

(2)その他郡山市地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」）が必要と認める場合

##### □配置要件

①常勤換算算出方法による非常勤職員の常勤換算数が1.0以上となるよう配置すること。

（複数の非常勤職員の常勤換算数を合算して1.0以上にすること）

②常勤換算を実施する際は各センターの配置基準の人員の半数を超えないようにすること。

#### 2 運用方法

(1)基本要件(1)の場合

受託法人と市との事前協議及び市の審査（実施要件の確認等）により可否を決定。実施状況等について運営協議会へ報告。

(2)基本要件(2)の場合

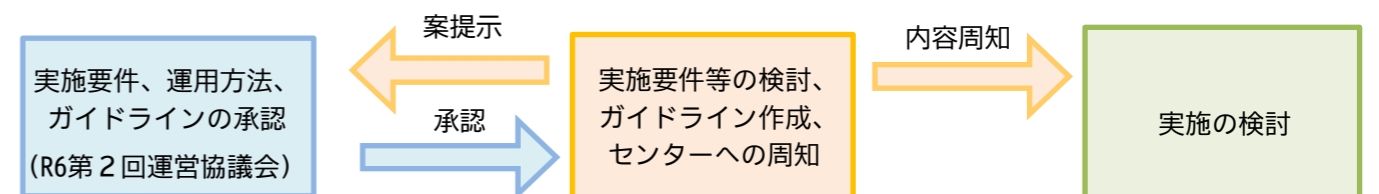
#### 3 ガイドラインの作成等

実施要件及び運用方法について、運営協議会で承認後、市で実施手続きに係るガイドラインを作成し事業者等への周知を図る。ガイドラインに基づき運用を行う。

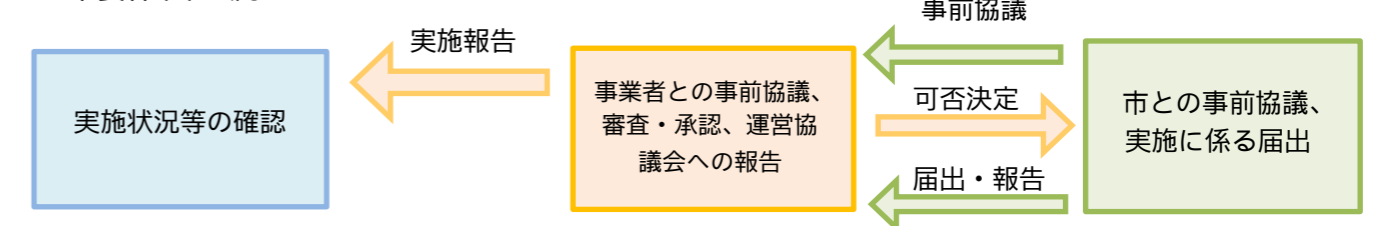
※次回運営協議会において、ガイドラインの内容をご確認いただきます。

### 【実施の流れ（イメージ）】

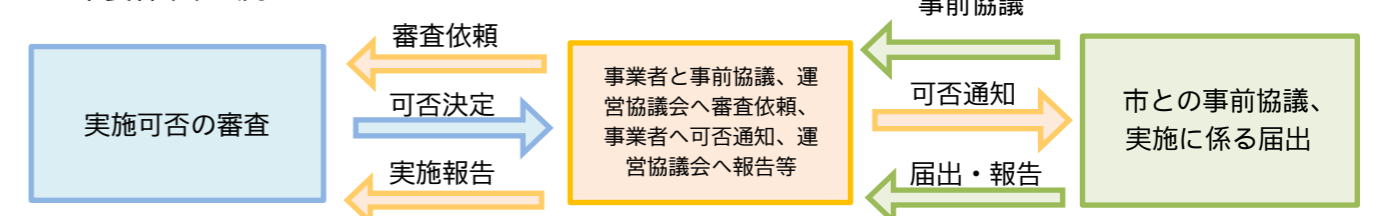
#### ◆実施要件の協議



#### □基本要件(1)の流れ



#### □基本要件(2)の流れ

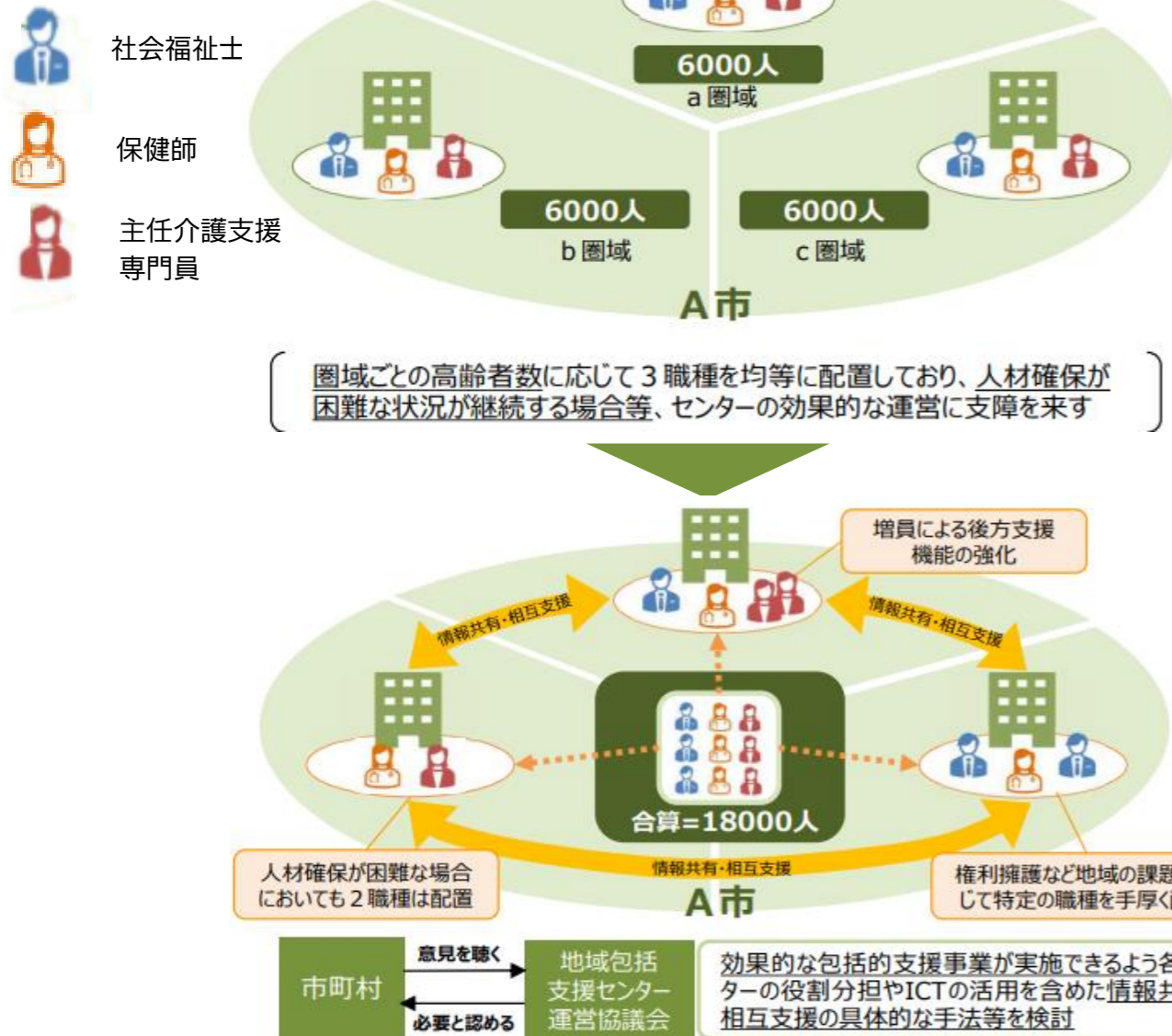


## I 複数拠点の合算について

### ■ 条例改正の内容

地域包括支援センター運営協議会が認めるときは、「複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として」第一号被保険者数を合算し、配置すべき職員数を算定し配置することができる規定に改正。

[イメージ]



### ■ 複数拠点合算が想定される例

- 複数の地域包括支援センターを運営する同一法人が希望する場合
- 社会福祉連携推進法人による地域包括支援センターの運営がなされる場合 など
  - ※社会福祉連携推進法人…同じ目的意識を持つ複数の法人が地域福祉や人材確保を個々の自主性を保ちながら連携し合うしくみ。

### ■ 実施に係る手続き等

実施する際は、個別に地域包括支援センター運営協議会で妥当性を審査する。

## 【参考】

### ◇改正後条例（抜粋）

（職員の員数）

第3条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数（郡山市地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。以下同じ。））によることができる。次項において同じ。）は、原則として次のとおりとする。

- 保健師その他これに準ずる者 1
- 社会福祉士その他これに準ずる者 1
- 主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。）その他これに準ずる者 1

2 前項の規定にかかわらず、郡山市地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項第1号から第3号までに掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人とする。

3 第1項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると郡山市地域包括支援センター運営協議会において認められた場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、同表右欄に定めるところによる。

担当する区域における第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね1,000人未満	第1項第1号から第3号までに掲げる者のうちから1又は2
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1

4 地理的条件その他の条件により一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の場合に置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、第1項に規定する職員の員数に、当該第1号被保険者の数がおおむね6,000人以上の部分1,000人につき同項第1号から第3号までに掲げる者のうちいずれか1を加えた員数（郡山市地域包括支援センター運営協議会が第1号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法によることができる。）とする。

5 地域包括支援センターは、その担当する区域の実情を勘案して市長が必要と認めた場合は、前各項に規定する職員の員数を超えて、職員を置くよう努めるものとする。

この条例は、公布の日から施行する。

※令和6年9月25日施行

## 主任介護支援専門員に準ずる者について

地域包括支援センター 主任介護支援専門員 育成計画書

## 1 地域包括支援センターの専門職に「準ずる者」の要件について

## ① 保健師に準ずる者

地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師であって、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する者

なお、当該準ずる者には准看護師は含まないものとする。

## ② 社会福祉士に準ずる者

福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者

## ③ 主任介護支援専門員に準ずる者

次のいずれかに該当する者とする。

ア 「介護支援専門員資質向上事業の実施について」（平成18年6月15日老発第0615001号厚生労働省老健局長通知）による廃止前の「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

イ センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者

## 2 「準ずる者」の配置について

## ① 事前確認

センターは、専門職に「準ずる者」を配置しようとするときは、地域包括ケア推進課へ要件を満たす者が事前に確認すること。

## ② 変更届出書等の提出

センターは、包括的支援事業業務委託契約書に規定する「地域包括支援センターに係る変更届出書（第4号様式）」により速やかに届け出ること。なお、主任介護支援専門員に準ずる者を配置しようとするときは当該届出書に別紙「地域包括支援センター主任介護支援専門員育成計画書」を添付すること（地域包括ケア推進課において育成計画書内容についても確認を行う。）。

## 3 取扱い開始日

令和6年9月1日

地域包括支援センター名	
対象者氏名	
介護支援専門員資格認定	年取得 (第 号)
介護支援専門員従事経験	年 月 日～ 年 月 日 (事業所名: ) 従事経験年数(通算) 年 ヶ月 ※通算5年以上あること
主任介護支援専門員研修受講予定日	令和 年 月 受講予定
助言を行う 主任介護支援専門員氏名 (助言担当者)	

## 【育成計画】

## 1. 対象者に係る目標

目標項目	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度
*地域づくりに関すること					
*多職種連携に関すること					
*その他					

## 2. 助言担当者が行う支援の内容

## ア 介護予防支援の指定対象拡大に係る地域包括支援センターの一定の関与について

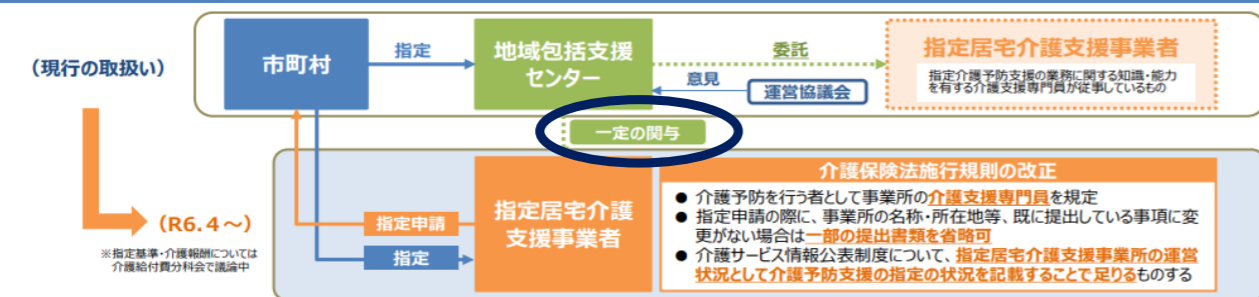
### 介護予防支援の指定対象の拡大（介護保険法施行規則の改正）

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ シメント センター	4 包括
○			

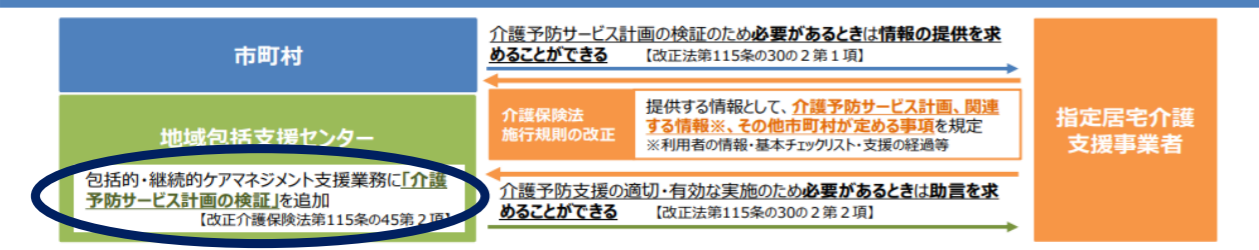
【介護保険制度の見直しに関する意見】（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）

○ こうした地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、地域包括支援センターが地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設であることを踏まえ、介護予防支援の実施状況の把握を含め、地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当である。

#### 1. 指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受けて実施する場合の所要の手続き等



#### 2. 指定介護予防支援事業者に対する地域包括支援センターの一定の関与



（出典：厚生労働省「令和6年度地域支援事業実施要綱等改正の概要」）

### ◆介護予防支援の指定対象の拡大について

地域包括支援センターの業務負担軽減を進めるに当たり、保険給付として行う介護予防支援について、「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）」による介護保険法の改正及びそれに伴う介護保険法施行規則の改正により、指定居宅介護支援事業者が市町村からの指定を受け、地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、介護予防支援を実施することが可能となった。

#### 【郡山市における指定状況】

指定年月	指定件数
R6. 6月	6件
9月	1件
12月	2件

※12月は見込み件数

#### 【アンケート調査結果】

指定介護予防支援事業者の指定拡大に関する意向調査を実施した。

- 調査時期：R6. 9月
- 対象事業者：71ヶ所
- 回答数：60ヶ所
- 回答率：84.5%

アンケート調査結果	回答数
a.すでに指定を受けている	6
b.今後指定を受ける予定である	3
c.検討中である	28
d.指定を受ける予定はない	23
合計	60

- ・令和6年4月に、市から指定居宅介護支援事業所へ指定受付開始について通知。
- ・郡山市地域密着型サービス等運営委員会における意見聴取を経て指定。

#### ◆参考

##### 【郡山市の現在の委託状況】

年度	予防プラン請求件数(件)	委託請求件数(件)	委託率
R3	35,819	1,098	3.07%
R4	38,327	1,815	4.74%
R5	39,103	2,249	5.75%

厚生労働省老健局実施「地域包括支援センター運営状況調査」結果より

## <運用の流れ>

### 【地域包括支援センターの一定の関与】

- ① 利用者基本情報及び介護予防サービス計画書の提出
- ② 介護予防サービス計画書の内容確認
- ③ 予防プランの質的向上を目的とした研修等の開催、地域ケア会議・事例検討会・研修等への事例提出

### ■予防プランの質の確保（地域包括支援センターの一定の関与）

・地域包括支援センターは、提出された介護予防サービス計画書等をもとに要支援者の自立に資するプラン作成に適切であるか内容を検証し、疑義がある場合は指定介護予防支援事業者への内容確認を行う。

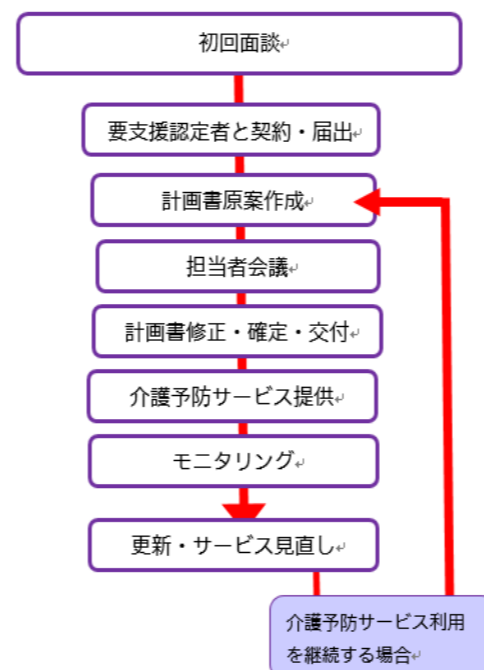
※指定居宅介護支援事業者が指定を受けて本事業を行う場合、地域包括支援センターは、本市の介護予防支援の考え方や、アセスメントツールの活用等の手法、総合事業等の多様なサービスの知識等について指定居宅介護支援事業者と共有し、要支援者の自立に資するプラン作成等が行えるよう支援する。

・地域包括支援センターにおいて、指定介護予防支援事業者の指定を受けた指定居宅介護支援事業者に対し研修会、事例検討会等を実施する。

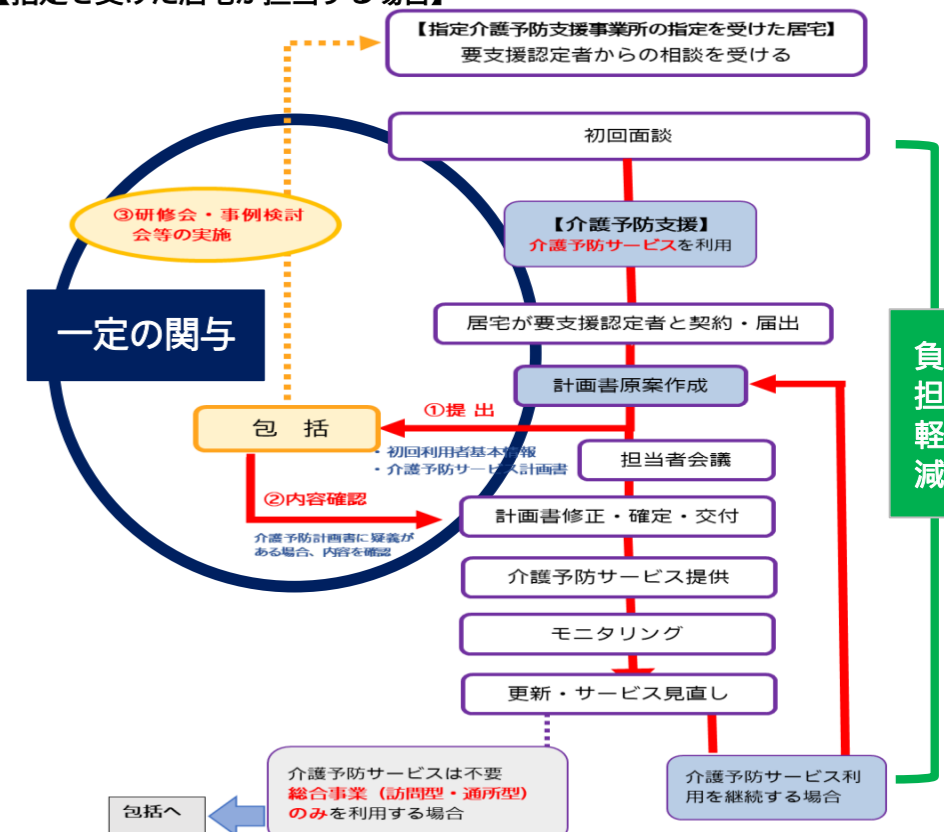
### ■実施の効果（業務負担の軽減）

要支援認定者のケアプラン作成の一連の流れを、指定介護予防支援事業者の指定を受けた居宅介護支援事業者が担うことができるため、当該業務に係る負担の軽減が見込まれる。

### 【包括が担当する場合】



### 【指定を受けた居宅が担当する場合】



負担軽減

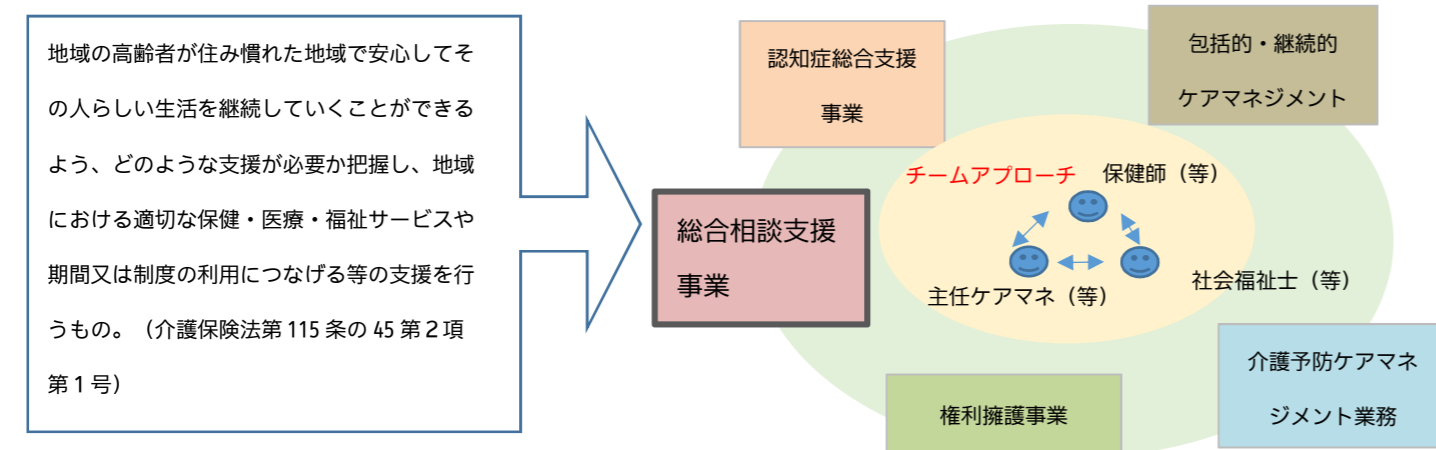
介護予防サービスは不要総合事業（訪問型・通所型）のみを利用する場合

介護予防サービス利用を継続する場合

# 地域包括支援センターの負担軽減について

## イ 総合相談支援事業の一部委託について

### 【総合相談支援とは】



### 【一部委託を受けることのできる者】

#### ・指定居宅介護支援事業者

- ・老人介護支援センターの設置者
- ・一部事務組合または広域連合を組織する市町村・医療法人・社会福祉法人・特定非営利活動法人

#### ・その他市町村が適当と認めるもの（地域包括支援センターの設置者を除く）☆

☆地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中、複合した課題や狭間のニーズへの対応が必要となっている。このため、分野をまたぐ包括的な相談支援体制が必要不可欠となり、高齢者が要介護状態となっても住み慣れた地域での生活の継続を可能とするため、身近な市町村で提供される「地域密着型サービス」事業所も有力な選択肢である。さらに必要な情報提供や関係機関につなぐといったレベルだけでなく、継続的・伴走的な支援や、場合によっては危機介入のレベルも含む相談対応も可能とするならば、「ケアマネが必置である」「24時間365日開所している」「居場所や宿泊機能を所有している」ことが求められるため、「小規模多機能型居宅介護」を一部委託先として検討した。

## 1 意向調査結果

○対象事業者：107ヶ所（居宅介護支援事業所71ヶ所、小規模多機能型居宅介護事業所36ヶ所）

○回答数：80ヶ所（居宅介護支援事業所60ヶ所、小規模多機能型居宅介護20ヶ所）

○回答率：74.8%（居宅介護支援事業所84.5%、小規模多機能型居宅介護55.6%）

### ① 総合相談一部委託受託の意向

	居宅	小規模	全体
a.受託の意向がある	8	1	9
b.条件により受託する	8	2	10
c.受託の意向はない	12	2	14
d.未検討、わからない	32	15	47
合計	60	20	80

### ①-b 「条件により委託する」の条件について

**委託料**：人件費が考慮されるか

**業務量**：介護支援専門員としての業務を継続しながら受け入れできる

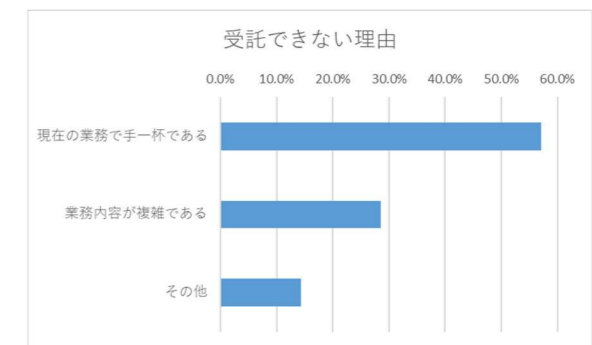
一体性の確保のため地域包括支援センターに求められる研修と同等の研修を受ける余裕がない

**業務内容**：どのような対応をしなければならないか

**その他**：委託手続きが面倒でないこと、その時の専門職の配置による

### ①-c 「受託の意向はない」の回答理由について

現在の業務で手一杯である	57.1%
業務内容が複雑である	28.6%
その他	14.3%



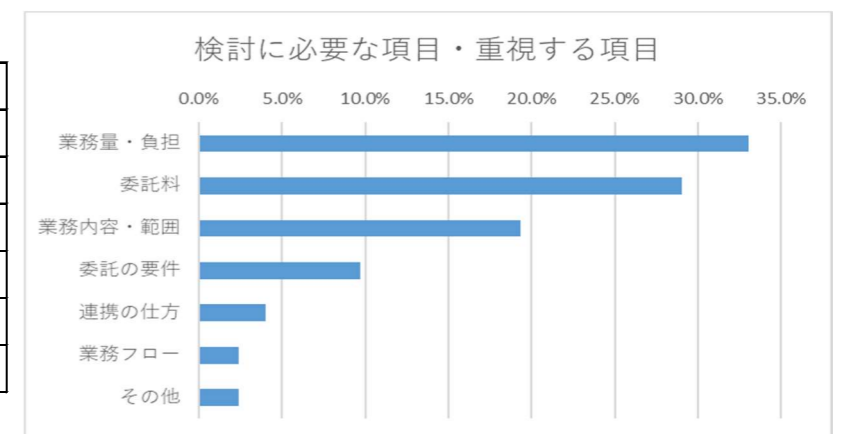
※その他…相談窓口が複数になることで利用者が

混乱するのではないか

同法人に包括がある など

### ①-d 受託の可否を検討する上で必要な情報、重視する項目について

業務量・負担	33.1%
委託料	29.0%
業務内容・範囲	19.4%
委託の要件	9.7%
連携の仕方	4.0%
業務フロー	2.4%
その他	2.4%



※その他…市の支援体制・内容

総合相談支援事業における立ち位置が理解しきれていない

個人情報の取り扱いについて など

## 2 今後について

(1) 地域包括支援センターへのアンケートによる意見聴取（令和6年度中）

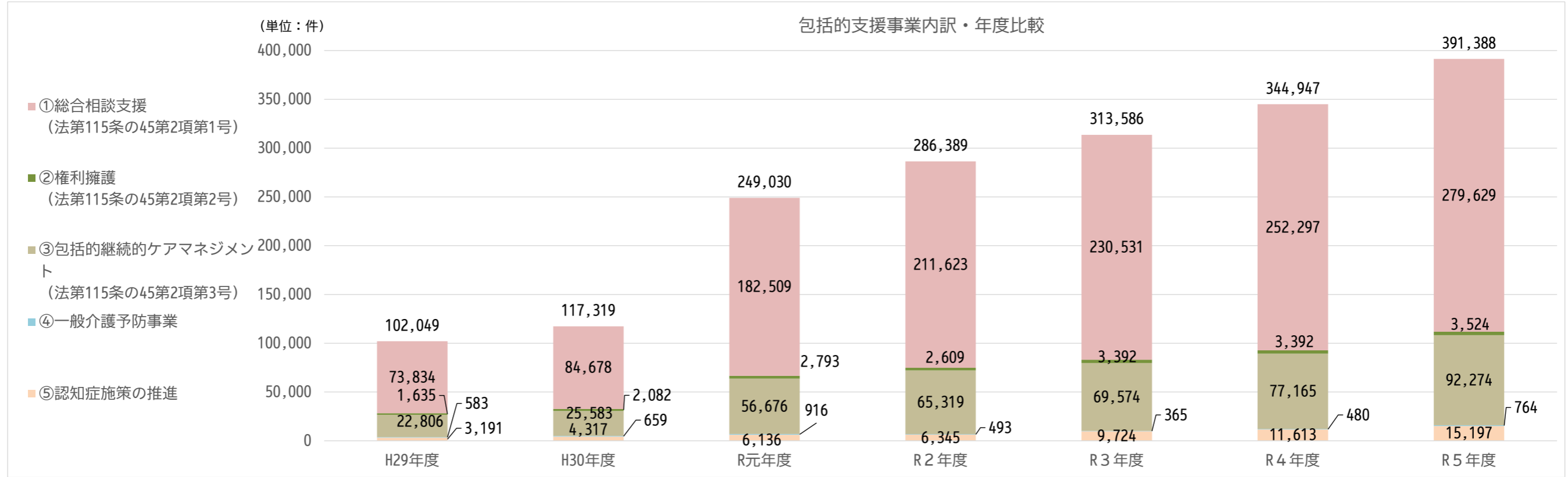
(2) 郡山市介護支援専門員連絡協議会、郡山市居宅介護支援専門員連絡協議会への意見聴取

※今後各事業者、関係団体への意見聴取を実施し、地域包括支援センター運営協議会においても当該委託の実施について御意見をいただきたいと思います。



(1) 高齢者あんしんセンターの運営状況について  
 ア 令和5年度包括的支援事業実施状況  
 【年度別】

資料5-I (参考)



(単位: 件)

包括的支援事業	H29年度			H30年度			R元年度			R2年度			R3年度			R4年度			R5年度		
	郡山市民分	避難者分	計	郡山市民分	避難者分	計	郡山市民分	避難者分	計	郡山市民分	避難者分	計	郡山市民分	避難者分	計	郡山市民分	避難者分	計	郡山市民分	避難者分	計
<b>①総合相談支援</b> (法第115条の45第2項第1号)	73,615	219	73,834	84,369	309	84,678	182,102	407	182,509	211,549	74	211,623	230,066	465	230,531	251,822	475	252,297	279,132	497	279,629
総合相談	70,619	215	70,834	80,551	305	80,856	178,675	399	179,074	208,738	71	208,809	225,666	454	226,120	246,407	462	246,869	273,638	494	274,132
利用手続代行	2,996	4	3,000	3,818	4	3,822	3,427	8	3,435	2,811	3	2,814	4,400	11	4,411	5,415	13	5,428	5,494	3	5,497
<b>②権利擁護</b> (法第115条の45第2項第2号)	1,635	0	1,635	2,073	9	2,082	2,777	16	2,793	2,609	0	2,609	3,392	0	3,392	3,373	19	3,392	3,476	48	3,524
高齢者虐待	855	0	855	919	4	923	859	0	859	887	0	887	1,132	0	1,132	1,401	18	1,419	1,358	43	1,401
成年後見制度	405	0	405	692	0	692	993	16	1,009	1,123	0	1,123	1,473	0	1,473	1,529	1	1,530	1,623	1	1,624
消費者保護	54	0	54	67	5	72	148	0	148	130	0	130	390	0	390	222	0	222	133	0	133
病院・施設等への緊急入所等に関するもの	67	0	67	93	0	93															
その他	254	0	254	302	0	302	777	0	777	469	0	469	397	0	397	221	0	221	362	4	366
<b>③包括的継続的ケアマネジメント</b> (法第115条の45第2項第3号)	22,767	39	22,806	25,477	106	25,583	56,459	217	56,676	65,292	27	65,319	69,360	214	69,574	76,949	216	77,165	92,068	206	92,274
<b>④一般介護予防事業</b>	472	111	583	631	28	659	872	44	916	481	12	493	342	23	365	479	1	480	763	1	764
<b>⑤認知症施策の推進</b>	3,190	1	3,191	4,290	27	4,317	6,082	54	6,136	6,338	7	6,345	9,691	33	9,724	11,589	24	11,613	15,160	37	15,197
認知症高齢者に係る相談・対応・支援	2,058	0	2,058	2,912	17	2,929	4,506	53	4,559	5,233	7	5,240	8,410	27	8,437	10,244	24	10,268	13,884	36	13,920
認知症初期集中支援チームとの連携	432	0	432	467	0	467	525	0	525	661	0	661	618	1	619	527	0	527	558	1	559
その他認知症施策の推進に関すること	700	0	700	911	10	921	1,051	1	1,052	444	0	444	663	5	668	809	0	809	718	0	718
計	101,679	370	102,049	116,840	479	117,319	248,292	738	249,030	286,269	120	286,389	312,851	735	313,586	344,212	735	344,947	390,599	789	391,388